

イ「第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し」

「法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分」とは、いわゆる申請拒否処分のことであり、こうした処分についての審査請求については、当該処分が取り消されただけでは、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるとはいえないことから、第八号で別に規定している。

また、公権力の行使に当たる事実上の行為についての審査請求の認容裁決は、第四十七条で別に規定している。

そのため、ここではそれ以外の処分を対象とし「処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）」と規定している。

この号は、裁決で「全部を取り消し」すこととする場合に諮問を要しないこととするものであり、仮に審査請求人の審査請求の趣旨が全て認容される場合であっても、裁決が処分の一部の取消し又は処分の変更にとどまるときは、この号の対象とはならない。

ウ「第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合」

事実上の行為についての審査請求を認容する場合には、「取消し」ではなく「撤廃」との規定を採り、狭義の処分とは別に第四十七条に規定していることを反映したものである。

イと同様に、この号は「全部を撤廃」する場合に諮問を要しないこととするものであり、事実上の行為の一部の撤廃又は変更にとどまるときは、この号の対象とはならない。

エ「当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。」

参加人が、イの処分を全部を取り消すこと又は事実上の行為の全部を撤廃することについて反対している場合（いわゆる三面関係の場合）には、審査請求の全部を認容することは参加人の権利利益を損なうおそれがあり、審査請求人のみならず参加人の権利利益にも配慮が必要であることから、行政不服審査会等の議を経て、審査庁が公正かつ慎重に判断すべきと考えられる。そのため、そのような場合は、第一項の規定による諮問を義務付けている。

「反対する旨の意見書が提出されている場合」とは、参加人から、第三〇条第二項の規定により、当該処分を全部取消し又は当該事実上の行為の全部撤廃に反対する旨の意見が記載された意見書が提出されている場合をいう。

「口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合」とは、参加人が口頭意見陳述の申立てをして当該処分を全部取消し又は当該事実上の行為の全部撤廃に反対する旨の意見を陳述した場合のほか、審査請求人又は他の参加人の申立てにより実施された口頭意見陳述に審理関係人として出頭し（第三十一条第二項）、その場においてなされた審査請求に係る事件に関する意見についての審理員からの質問（第三六条）に対し、当該処分の全部取消し又は当該事実上の行為の全部撤廃に反対する旨の意見を述べた場合も含まれる。

(7) 申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合（第八号）

ア 行政不服審査会等への諮問を義務付けない理由

申請に対する処分に関する審査請求の場合、申請拒否処分についての審査請求又は申請に対する不作為についての審査請求のいずれであっても、審査請求人（申請者）が求めるものは申請の全部を認容する処分であり、審査庁が、申請に対し当該処分をすべきものと認め、第四六条第二項又は第四九条第三項の規定により申請の全部を認容する内容の措置がとられる場合に、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られることになる。

そのため、申請に対する処分に関する審査請求については、このような場合に限り、第一項の規定による諮問を要しないこととしている。

なお、審査庁が処分庁等又はその上級行政庁のいずれでもなく、第四六条第二項又は第四九条第三項の規定によ

る申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる権限も付与されていない場合には、審査請求の裁決の際に申請の全部を認容する内容の措置をとることができないことから、第八号が適用される余地はない。しかしながら、このような場合には、審査請求に係る処分の一部を取消し、又は不作為が違法若しくは不当である旨を宣言する裁決によって、審査請求人の権利利益の救済が最大限に図られることから、こうした裁決をしようとする場合に行政不服審査会等への諮問を行う意義は乏しいと考えられ、第五号の規定の運用により、諮問を要しないものとするのが適当であると考えられる。

イ「第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置…をとることとする場合」

「第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置」とは、処分庁又は不作為庁の上級行政庁である審査庁であれば、処分庁又は不作為庁に対し申請に対し一定の処分をすべき旨を命ずることであり、処分庁又は不作為庁である審査庁であれば、申請に対し一定の処分をすることである。

この号は、これらの措置がとられる場合に、第一項の規定による諮問を要しないこととするものであり、第七号とは異なり、審査請求に係る処分の全部の取消しにとどまる場合には、第一項の規定による諮問を要することとなる。

ウ「法令に基づき申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。」

アのとおり、申請に対する処分については、申請の全部を認容する内容の措置がとられる場合に、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られることになることから、このような場合に限り、第一項の規定による諮問を要しないこととする趣旨である。

エ「当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。」

第七号と同様に、参加人が、申請の全部を認容することについて反対している場合（いわゆる三面関係の場合）に

は、第一項の規定による諮問を義務付けている。

四 行政不服審査会等への諮問の添付書類（第二項）

行政不服審査会等は、裁決の客観性・公正性を確保するため、審理員が行った審理手続の適正性や、審理員による審理の結果を踏まえてなされる審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックするものであり、審理員意見書及び審理手続において作成・収集された事件記録を基に調査審議を行う必要がある。

そのため、行政不服審査会等への諮問に当たり、これらの資料を審査庁から提出させることとし、「審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない」と規定している。

五 諮問をした旨の審理関係人への通知（第三項）

(1) 「第一項の規定により諮問をした審査庁は」

審理関係人に対する通知は、第一項の規定により行政不服審査会等に諮問した審査庁が行うこととしている。

(2) 「審理関係人…に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない」

審査請求人又は参加人は、行政不服審査会等に対し、意見を陳述し（第七五条）又は主張書面等を提出（第七六条）することができるが、適切な主張をするためには、行政不服審査会等に諮問されたこと、また、行政不服審査会等の調査審議の基となる審理員意見書の内容を了知している必要がある。

また、処分庁等は、行政不服審査会等における調査審議における直接の当事者となるものではないが、行政不服審査会等は中立的かつ客観的な立場で調査審議を行うものであり、審査請求の当事者である処分庁等にも、同様に、これらを了知させる必要がある。

このようなことから、審理関係人に対する諮問をした旨の通知及び審理員意見書の写しの送付を義務付けている。